

神森組通伝

神流川森林組合ミニミニ広報 Vol. 14
2025 年初夏号

私たちは、明日に生きる
神流の森林創りを目指します



代表理事組合長

ぐあいさつ



神流川森林組合
組合長 黒澤重雄

代表理事組合長であられた故田村利男町長が、去る5月10日に、病氣のためご逝去されました。3月までお元気でしたので、急な訃報に大変驚きました。

令和3年4月に病氣が判明してから4年2カ月の間、闘病しながらも、神流町長、森林組合長として、神流町の森林活用に、住民のため、組合員のために力を注いでこられました。

その功績に対し、組合からは記念品を添えて感謝状を贈ることとしました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

神流川森林組合としては、立ち止まることもできず、去る5月23日に理事会を開き、私事、黒澤重雄が代表理事組合長を、高橋豊治理事が代表理事組合長をそれぞれ拝命いたしました。

故人の想いを継承し、末永く地域の森林を活かせるよう努力していく所存です。ご指導ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、過日開催した当組合の『第23回

通常総会のご報告

【期日】令和7年6月25日 午後2時～

【会場】コイコイアイランド会館

【状況】

組合員総数 819 人

参加者総数 594 人

〔うち書面議決 539 人〕

〔うち会場出席 55 人〕

出席率 72.53%

結 果 全議案ともに可決

通常総会
は、皆さまのご協力により、無事終了できましたこと、深く感謝申し上げます。

当組合は、近年、持続可能な林業に取り組む事業体として、職員の確保・育成を最優先課題に据え、給与待遇や福祉厚生などの改善に取り組んで来ましたが、その成果として、令和7年度期首にお



いて職員15人（前年度期首10人）となりました。ただし、計画的な若返りを進める意図もあるため、仕事の引き継ぎを済ませて辞めていく職員もいます。

職員各個が積極的に自己研鑽に励み、森林組合のプロになることが前提ですが、組合としては、育成するための費用が、大きな投資になります。

また、若返りは、初期において職務を遂行する力が低減しますので、今にも増して、組合員の皆様を始め、町・県といった地方自治体、ご協力いただく林業事業体の皆様には、絶大なるご支援を、切にお願い申し上げます。

森林組合は、組合員の皆さまあつての協同組合です。皆さまの山林への愛着が将来に続くよう努力していきますので、皆さまの今後のご協力を重ねてお願いし、総会のお礼と、組合長就任のご挨拶とさせていただきます。

①万場2区、②4期目、③会社役員

【副組合長紹介】



副組合長

高橋豊治

①麻生、②3期目、③自営業

※①地域②役員期数③略歴

相続土地国庫 帰属制度について

最近、管理もできない、収穫もできない、という理由で、所有する山林を処分したいという声を耳にします。

これは、今後組合にとつても切実な課題になって来るかも知れません。

ただし、詐欺まがいの土地仲介業者もいるので、安易な処分はおすすめしません。

「国の制度で申請が却下された土地でも安い金額で処分できます」という会社は、安価に手放せても、その後、会社が行方不明になり、結局『所有者不明土地』になるケースも実際にある話です。

森林組合でも相談を受けますが、基本的に経営可能な森林でなければ、他の組合員の迷惑になってしまうため、組合として引き受けることができません。

ここで紹介する国庫帰属制度も、相続に関する土地のみが対象で、申請までが難しく、やっと申請できても、今までに、国庫帰属できた土地は、その4割程度に留まっているということです。



【制度趣旨】

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど負担が大きい」といった理由で、土地を手放したいという方が増えたことにより、令和5年4月から始まった制度で、相続した土地を国が引き取る制度です。

【申請できる人】

相続又は遺贈によって土地を取得した方
(売買で取得した土地は対象外)

【申請書類等】

- 申請書（法務省 Web サイトからダウンロード）
- 添付書類
 - (1) 承認申請に係る土地の位置を示す図面
 - (2) 隣接する土地との境界点を明らかにする写真
 - (3) 土地の形状を明らかにする写真
 - (4) 申請者の印鑑証明

【ネット情報】

法務省サイトで検索『相続土地国庫帰属制度』
(申請書の書き方や相談方法の情報も掲示)

【申請時却下される要件】←申請時に却下

- a. 土地の中に建物が建っている土地
- b. 抵当権や地上権が設定されている土地
- c. 他人の利用が予定されている土地
(道路・水道用地など)
- d. 特定有害物質で土壤汚染のある土地
- e. 境界が明らかでない土地・境界係争中の土地
(境界は申請者が位置や区画を認識していれば申請段階で却下されない)

【審査時却下される要件】←申請後の審査で却下

- a. 勾配 30 度以上＋高さ5m 以上の崖がある土地
- b. 土地の管理を阻害する有体物が地上にある土地
(放置車両・投棄物など)
- c. 除去しなければいけない有体物が地下にある土地
(産廃・ガラなど)
- d. 争訟によらなければ管理できない土地
(不法占拠者など)
- e. その他、通常の管理・処分に過大な費用・労力がかかる土地
 - (1) 災害の危険があり防止措置が必要
 - (2) 土地に生息する有害生物の駆除が必要
 - (3) 管理するのに整備が必要な森林
(放置林など)
 - (4) 国庫帰属後に金銭債務を負担する土地
(土地改良事業賦課金など)

【申請手数料】

土地一筆当たり14,000円

※申請書に手数料相当の収入印紙を貼って申請
※申請後に却下された場合、手数料返還は無し。

【負担金を納付して帰属完了】

- (1) 国庫帰属決定時は、負担金の納付を求める通知が届く。
- (2) 金額は、宅地・農地・森林別に計算式により算出したもの。
[森林の例] $5,000 \text{ m}^2$ (5反歩) = 323,000 円
 $10,000 \text{ m}^2$ (1町歩) = 367,000 円
- (3) 通知が到達してから 30 日以内に日本銀行へ納付する。
- (4) 納付が完了時点で所有権が国に移転する。
- (5) 所有権移転登記は国が行う。



令和7年になって神流川森林組合へ新たに入った職員をご紹介します。

3名が町へ転入、町外からの通勤は2名です。どうぞよろしくお願いいたします。 <敬称略>



参事 **かんべ とおる**
神戸 徹

4月から今井前参事に変わり参事を勤めさせていただいている神戸と申します。

前職は県職員として藤岡森林事務所等で林業に係わる業務に携わっており、その節は神流川森林組合の組合員の皆様には大変お世話になりました。

その時の縁から前組合長の田村前町長にご推挙をいただき、参事という要職に就かせていただくことになりましたが、突然の訃報は大変ショックで、前組合長の下で頑張ろうと思っていた矢先であり本当に残念でなりません。

ご霊前にて、神流川森林組合発展のために全力で取り組みますとお誓い申し上げましたが、いかんせん微力ですので、皆様の一層のご協力、お力添えを賜りますようお願いいたします。



総務課職員 **いまい あけみ**
今井明美

4月から総務課で働いている今井です。

神流町は地元であり、旧中里村の出身です。高校卒業後一度はこの町を離れましたが、結婚を機に再び戻り、合わせて20年以上は住んでいます。

子供の頃は意識していませんでしたが、大人になり改めて自然豊かな神流町で暮らせることが幸せだと感じています。

夏は川遊びやバーベキューなどを家族や友人と楽しんでいます。

事務や経理の仕事は未経験で日々勉強ですが、先輩方が丁寧に仕事を教えてくださるので感謝しています。

コツコツと仕事に励み、組合の戦力になれるよう努力しますので、どうぞよろしくお願いいたします。



業務課職員 **みと めぐみ**
三本 恵

4月から入組した三本です。

趣味は、アウトドア、野球観戦、麻雀、料理、革細工など様々あります。

幼い頃からキャンプやスキーをしていて、アウトドアが好きなこと、東京農業大学で森林を専攻していたことから森林管理に関わる仕事をしたいと思い、入組しました。

大学ではヒノキの根系と地上部（幹、枝、葉）の関係について研究していました。

出身はさいたま市で、移住してから自然の豊かさに驚かされていて、早々に挨拶替わりの鹿ジャンプも頂きました。

入組して2カ月が経ち、まだ、分からないことだらけですが、1日でも早くお力になれるよう、日々勉強していきますので、よろしくお願いいたします。



現場技能職員 **まちだ たくみ**
(麻生ヤード管理) **町田拓海**

1月から働き始めた藤岡市在住の町田です。

私は万場高校を卒業した後、化粧品会社に約9年、その後ハウスクリーニングやクロス張りの仕事を約5年していました。ですので、壁を見るとつなぎ目が気になったり、エアコンを見るとフィルターの汚れが気になったりします。

神流町には、こどもと一緒によく遊びに来ます。

恐竜センターや、となりのほこだたみキャンプ場で、昆虫や野草の採集をし、美しい山と豊かな自然に囲まれたこの町で仕事ができることを嬉しく思います。

林業は未経験で、毎日が勉強です。初心を忘れずに1日でも早く仕事を覚えて地域に貢献できるよう頑張ります。



現場技能職員 **もちづき まさき**
望月将樹

1月に入組させていただいた望月です。

静岡県沼津市から転居しました。

自然と触れ合うことが好きで、特にクライミングが趣味なものもあり、より豊かな自然環境を求めて、神流町の立地や環境に魅了されこちらに移住させていただきました。

前職は建築関係の仕事をしていて、現場仕事の雰囲気は理解していたつもりでしたが、林業は建設業と比べられないほど労災や事故が多いので、怪我や事故には十分注意していきたいと思います。

神流町の地理や生活に不慣れな事もありますが、自分なりに町や組合に貢献できるよう努力いたしますので、よろしくお願いいたします。



現場技能職員 **おの あきな**
小野朗尚

4月から神流川森林組合の現場作業員として入りました、林業未経験の小野です。

林業を始めてまず一番に教えてもらったのは安全確認です。

林業は常に様々な危険が潜んでいるので、安全確認は超絶大事だと教わりました。

作業中は常に安全確認をして『怪我をしない・させない』を第一に考えて気を付けていきたいです。

林業に関して右も左もわからない若輩者ですが、先輩達の教えを身に付けて早く組合に貢献できるように努めたいと思います。

これからどうぞよろしくお願いいたします。

国際協同組合年

令和7年は、国連が提唱する『国際協同組合年』です。

協同組合のもつ、「地域コミュニティの最大限の参加の促進ができる」「弱い立場の人々のために活動する」「気候変動への適応と緩和に取り組める」といった特性を活かして、神流川森林組合も協同組合全体を盛り上げていきます。



【国連事務総長メッセージ概要】

親愛なる皆さま

組合は世界的な課題解決のために団結の重要性を示しています。

100 か国以上で大小さまざまなコミュニティの発展を推進しています。

貧困や社会的排除と闘うなど多くのことを行っています。

世界が複雑な課題に直面し、持続可能な開発目標の達成に向け取り組むなかで、皆さまの団結した努力は不可欠です。

各国政府には皆さまの取り組みを認識するよう呼びかけ、今年の世界社会開発サミットでは解決策を打ち出せるよう取り組みます。

協同組合はより良い世界を築きます。国連は、この重要な取り組みにおいて皆さまとともにあることを誇りに思います。

組合員の皆さまへ

大切なお願い

【相続加入・承継加入のお手続き】

森林組合の組合員様の高齢化が進むとともに、施設や家族を頼って町外に転出される方が増えています。

当組合は、組合員様の出資金資産を管理しているため、組合員様と連絡が途絶えることがあってはなりません。

組合員様が不幸にして亡くなってしまうときは、相続人の方が、すみやかに『相続加入』のお手続きをしてください。

また、組合員様がご存命でも、色々な手続きができなくなった場合には、親族の方が『承継加入』できますのでお願いいたします。

組合の相続加入は、相続登記が未登記でも手続きできます。また、必要な書類も簡略化でき、いつでも対応させていただきますので、該当する組合員様は、都合の良いときに、組合へお越しください。事前にご連絡いただければ、必要書類等を準備しておきます。

また、遠方の方は、郵送での手続きも可能です。

【山林に関することについて】

自らの山林を手入れしたいときは、事前にご連絡ください。たとえ僅かな面積であっても、事前に伐採届が必要な場合もありますし、補助制度に該当する場合もあります。

また、世代交代などにより、自分の林がどこにあるか分からない方も、どうぞ、お気軽にご相談ください。

令和7年度 造林用苗木の価格表

(組合員税込み価格)

樹種	規格	長さ (cm)	価格 (円)
スギ	2-1	60 ~ 75	213
	2-3	45 ~ 60	211
ヒノキ	3-1	60 ~ 75	214
	3-3	45 ~ 60	212
アカマツ	3-2	35 ~ 50	149
	2-3	25 ~ 30	145
カラマツ	2-2	60 ~ 75	189
	2-3	45 ~ 60	185
コナラ		45	135
		80	168
		120 上	201
ケヤキ		80	184
		120 上	220
ミズナラ		80	184
		120 上	220
ブナ		60	369
ヤマモジ		100	335
ヤマザクラ		100	335
ヤマグリ		100	335
モミ		30	536
キハダ		100	284
エンジュ		100	269
ドイツウヒ		45	353
シラカバ		100	184
イチイ		45	403
イタチハギ		36	95
ニセアカシア		36	102

※運賃別途。組合員外の方は割増価格要相談。

神流川森林組合事務所

住所：〒370-1502 神流町麻生 92 番地 電話：0274-57-2140 Website：https://kami-mori.jp/

職員：参事 神戸 徹（前橋）、職員兼務理事 今井祐市（平原）

業務課 池沢鉄平（麻生）、三本 恵（万場）

総務課 唐澤成海（麻生）、今井明美（万場）、今井苗枝（万場）、小林悦子（魚尾）、河上力子（森戸）

技能職員 新井啓泰（藤岡）、山田和徳（麻生）、望月将樹（万場）、小野朗尚（万場）、町田拓海（藤岡）、細渕陳裕（相原）

